

# 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託

## 事業者評価基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により、会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務の受託候補者を選定するため、参加事業者から提出された提案書等の内容を、可能な限り客観的に評価するため、定めるものとする。

### 1 評価項目・配点

項目ごとの配点は、次の表のとおりとする。

評価項目		配点	小計
運転・維持管理業務提案に関する事項	①業務実施計画	30	290 点
	②業務実施体制	30	
	③運転管理に関する考え方	20	
	④保守点検に関する考え方	20	
	⑤汚泥処分に関する考え方	20	
	⑥電力・薬品等のユーティリティ調達に関する考え方	20	
	⑦水質分析、環境計測に関する考え方	20	
	⑧修繕計画に関する考え方	20	
	⑨業務の一部再委託の方針に関する考え方	20	
	⑩省エネルギー対策に関する考え方	30	
	⑪防災、災害及び緊急時等の危機管理に関する考え方	30	
	⑫研修体制、人材育成に関する考え方	20	
	⑬業務の引継ぎに関する考え方	10	
地域貢献その他提案に関する事項	⑭地域貢献（地元経済・地元雇用等）に関する考え方	30	90 点
	⑮下水浄化工場未利用地等（土地及び工場空きスペース）の有効活用に対する提案と実行性	30	
	⑯その他の業務（技術力等）提案	30	
価格評価に関する事項	⑰提案見積書（委託料）	20	20 点 （※1）
評価点合計			400 点

※1 参加者が1者であった場合は、価格評価の配点は行わない。（その際の評価点合計 380 点）

## 2 評価内容

評価項目ごとの評価内容は、次の表のとおりとする。

### 【運転・維持管理業務提案に関する事項】

評価項目	評価の視点	配点	評価参考例				
			不十分	やや不十分	標準	優良	非常に優良
①業務実施計画	<p>①業務実施の基本方針について、本委託に沿った内容であるか、また実現可能かどうかについて評価する。</p> <p>②期待される事項としては、本業務委託の対象となっている施設の単なる維持管理ではなく、安全に業務を遂行するための作業基準を含めた発展的な提案かどうか評価する。</p> <p>③長期的な視点にたった施設の長寿命化を考慮した内容及び災害時等における対応方針について評価する。</p> <p>④その他、本施設の機械の特質や周辺環境等について、十分理解しているか評価する。</p>	30	評価の視点を満たせないと判断する項目が、2項目以上ある。	評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。	評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で2項目以下の特に高い提案がある。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で3項目以上に特に高い提案がある。
②業務実施体制	<p>①組織体系だけでなく、24時間通年で安定的に業務を遂行するために必要な組織体制、人員配置、勤務体制について評価する。</p> <p>②会社組織として、速やかに広域的な対応を図るなど、放流水質悪化等の緊急時の支援及び協力体制について評価する。</p> <p>③配置技術者等について評価する（業務経験、保有資格等）</p> <p>④安全衛生に関する管理体制について評価する。</p>	30	評価の視点を満たせないと判断する項目が、2項目以上ある。	評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。	評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で2項目以下の特に高い提案がある。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で3項目以上に特に高い提案がある。

③運転管理に関する考え方	<p>①汚水・汚泥処理の運転管理方法が、要求水準を安定的に満足させる内容か評価する。</p> <p>②電力や薬品等についての節減対策について評価する。</p> <p>③通常時の運転管理に加えて、各施設の特質をとらえた特別な工夫について評価する。</p> <p>④具体的な異常現象を想定し、対応方法について評価する。</p>	20	評価の視点を満たせないと判断する項目が、2項目以上ある。	評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。	評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で2項目以下の特に高い提案がある。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で3項目以上に特に高い提案がある。
④保守点検に関する考え方	<p>①各施設、設備の予防保全を考慮した方針等に沿った点検内容（点検項目、点検回数等）かどうかについて評価する。</p> <p>②各施設、設備の保守点検計画及び維持管理方法が機能維持を確保できているか評価する。</p>	20	評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。	評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。	評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。	評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。
⑤汚泥処分に関する考え方	<p>①汚泥の運搬・処分の方法及び実施体制について評価する。</p> <p>②発生汚泥を有効活用する方法について評価する。</p>	20	評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。	評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。	評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。	評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。
⑥電力・薬品等のユーティリティ調達に関する考え方	<p>①電力・薬品等のユーティリティ及び物品等の調達にかかる方針及び管理体制について評価する。</p> <p>②電力・薬品等のユーティリティ及び物品の大量調達等に係る節減策について評価する。</p>	20	評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。	評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。	評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。	評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。	評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。

<p>⑦水質分析、環境計測に関する考え方</p>	<p>①水質分析及び環境計測の体制及び実施方針について評価する。 ②現状よりも、よりよい水質の確保に向けた取組みについて評価する。</p>	<p>20</p>	<p>評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。</p>
<p>⑧修繕計画に関する考え方</p>	<p>①施設及び機器の故障に対する修繕体制、修繕の実施方針について評価する。(修繕履歴の記録・整理方法が示されているか。) ②点検結果に基づき、予防保全のための修繕や修繕計画の方針について評価する。</p>	<p>20</p>	<p>評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。</p>
<p>⑨業務の一部再委託の方針に関する考え方</p>	<p>①業務の一部を再委託する場合の業務範囲、業者選定の方針について評価する。 ②再委託先も含めた本業務の実施体制や、再委託先への安全教育・品質確保等に対する方針や行動計画について評価する。</p>	<p>20</p>	<p>評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。</p>
<p>⑩省エネルギー対策に関する考え方</p>	<p>①処理場における省エネルギー対策及び温室効果ガスの発生を抑制するための取組みについて評価する。 ②脱炭素化対策への業務改善計画と計画書の策定内容について評価する。</p>	<p>30</p>	<p>評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。</p>

<p>⑪防災、災害及び緊急時等の危機管理に関する考え方</p>	<p>①異常・緊急時の対応策について評価する。(緊急時の人員配置、連絡体制等)          ②緊急時対応にかかる基本方針や行動計画について評価する。          ③緊急事態を想定した対応について、会社組織として対応するなど、実現可能な内容で提案されているか評価する。</p>	<p>30</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、2項目以上ある。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で2項目以上に特に高い提案がある。</p>
<p>⑫研修体制、人材育成に関する考え方</p>	<p>①職員の技術レベルの確保・向上及び安全教育などについての研修体制について評価する。          ②人材育成にかかる基本方針と行動計画について評価する。          ③研修及び教育の計画内容が、業務全体の維持管理水準の向上を促すものか評価する。</p>	<p>20</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、2項目以上ある。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で2項目以上に特に高い提案がある。</p>
<p>⑬業務の引継ぎに関する考え方</p>	<p>①本業務受託終了時における次期受託者等(本市上下水道局含む)への引継ぎを確実に実施できる方策か評価する。          ②業務引継ぎにかかる基本方針や行動計画について評価する。</p>	<p>10</p>	<p>評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。</p>	<p>評価の視点を満たせないと判断する項目が、1項目ある。</p>	<p>評価の視点を満たすが要求水準に沿った内容である。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、評価の視点で1項目に特に高い提案がある。</p>	<p>評価の視点を満たしたうえで、全ての評価の視点で特に高い提案がある。</p>

【地域貢献その他提案に関する事項】

評価項目	評価の視点	配点	評価参考例				
			不十分	やや不十分	標準	優良	非常に優良
⑭地域貢献（地元経済・地元雇用等）に関する考え方	①地元雇用、地域経済への発展に寄与するものか評価する。 ②具体的な行動計画について評価する。	30	評価の視点が全ての項目で満たせていないと判断する。	評価の視点に合致するには具体的内容等がやや不足する。	評価の視点に合致する一般的な地域貢献の内容である。	評価の視点に合致し、具体的計画が示されている。	評価の視点に合致し、具体的内容から高い効果が期待できる。
⑮下水浄化工場未利用地等（土地及び工場空きスペース）の有効活用に対する提案と実行性	①未利用土地等の有効活用した浄化工場のイメージアップについて評価する。 ②事業の目的意義を十分に理解した提案か評価する。 ③人々の交流が生まれる持続可能な提案か評価する。 ④事業実施の運営体制が構築されているか評価する。 ⑤事業内容等の魅力度が高く、実現性が期待できるか評価する。	30	実施するには課題が多い、又は具体性に乏しく、本市の方向性に合致した提案といえない。	実施するには、若干見直し等を要する、又は具体的内容にやや不足する。	本市の方向性に合致した提案で、一定の期待ができる。	本市の方向性に合致した提案で、具体的内容から高い期待ができる。	本市の方向性に合致した提案で、具体的内容と実績等もあり、特に高い期待ができる。
⑯その他（技術力等）の業務提案	①その他、本市上下水道局にとって有益な提案があれば評価する。	30	有益な提案には、具体的内容等が著しく乏しい。	有益な提案には、具体的内容等がやや不足する。	有益な提案であり、一定の効果が期待できる。	有益な提案であり、具体的内容が示されている。	有益な提案であり、具体的内容から高い効果が期待できる。

【価格評価に関する事項】

評価項目	評価の視点	配点	配点方法
⑰提案見積書（委託料）	①提案見積額により、経済性を評価する。	20	(3) 採点基準中、2)「価格評価に関する事項」の採点基準による。

### 3 採点基準

各評価項目にかかる採点基準は、次のとおりとする。

#### (1) 評価項目の採点基準（「価格評価に関する事項」を除く。）

配点	採点基準				
	(低評価)	←	(標準)	→	(高評価)
10点 (1項目)	2	4	6	8	10
20点 (8項目)	4	8	12	16	20
30点 (7項目)	6	12	18	24	30

※業務提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合は、会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託公募型プロポーザル方式募集要項「8. 業務提案書の提出等中に記載の(6)業務提案書作成上の注意点」⑥に示すとおり、当該項目を0点とする。

#### (2) 「価格評価に関する事項」の採点基準

価格評価に関する事項の点数は、以下の方法により得点化する

① 提案見積書に記載された見積価格が最低であるものを、配点の満点である20点を付与する。

※ただし、参加者が1者のみであった場合は、「価格評価に関する事項の点数」は得点化しない。

② 他の参加者の得点は、①の最低の見積価格者の提案見積書価格（最低見積価格）との比率の小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを求める。

価格評価に関する事項の点数＝配点（20点）×（最低見積価格÷当該参加事業者の価格）

### 4 受託候補者の選定

選考委員の採点により、次の条件に伴い順次決定する。

#### (1) 選定順

受託候補者の選定順は、次のとおりとする。

① 評価点の合計が、過半数の委員において最高であった者

② ①がない場合は、委員の評価点の合計が最高点の者

③ ②が複数いる場合は、「運転・維持管理業務提案に関する事項」及び「地域貢献その他提案に関する事項」についての評価点の合計が最も高い者

④ ③が複数いる場合、提案金額の最も安価な者

#### (2) 最低得点を下回った場合

最低得点は、事業者評価基準の「⑱価格評価に関する事項」の配点を除いた全評価項目（①～⑰）で採点基準の「標準」とした点数の合計228点（評価点合計380点中）とする。

参加者の得点が、これに満たない場合は不適格とし、当該参加事業者は受託候補者とししない。